



平成 25 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ソ ン

代表者名 代表取締役社長 崔 承 祐

(コード番号：3659 東証一部)

問 合 せ 先 取締役 CFO 兼管理本部長 オーウェン・マホニー

電 話 番 号 03-3523-7910

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議において、下記のとおり、ストック・オプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成25年3月26日に開催を予定している第11回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役及び従業員の当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営に対する意識を高めることを目的として、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員（以下「対象者」と総称する。）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式は、当社普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式13,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(4) 発行する新株予約権の総数

13,000個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1,000株とする。ただし、(3)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株あたり払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間のうち、取締役会において決定する期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（ただし、懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く。）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決

議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(12) 新株予約権の割当日

当社取締役会において新株予約権の募集事項を決定した後に、新株予約権割当契約を各対象者との間で締結する日をもって新株予約権の割当日とする。

3. 取締役の金銭以外の報酬等の内容

取締役の職務執行状況その他諸般の事情に鑑み、2.(4)に定める新株予約権の数のうち1,000個(うち社外取締役200個。)を上限として当社の取締役6名(うち社外取締役2名。)に報酬等として付与するものとし、当該新株予約権に関する報酬等の額を年額金10億円(うち社外取締役2億円。)を上限として設けるものとする。この新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の公正価額に取締役割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出する。

なお、新株予約権に関する報酬等は、平成23年3月30日開催の第9回定時株主総会において承認された取締役報酬である年額5億円とは別枠とし、さらに、平成25年3月26日開催の当社第11回定時株主総会に第3号議案として上程予定である「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に関する件」が原案どおり承認可決された場合における株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に係る報酬上限額である年額2億5千万円とは別枠とする。また、取締役に対する報酬等の配分その他具体的決定は、当社取締役会の協議によるものとする。

(注) 上記の内容については、平成25年3月26日に開催予定の当社第11回定時株主総会において、「当社取締役及び当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

また、具体的な発行内容及び割当ての条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上